

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

都道府県による法人後見養成研修の推進について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための成年後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要があります。

また、担い手の確保・育成については、広域的な地域課題として、成年後見制度利用促進法第 15 条に基づく都道府県による取組が重要です。

令和 4 年 3 月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、

- ・国による法人後見実施のための研修カリキュラムの周知や、
- ・都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

について盛り込まれたところです。（別添 1）

あわせて、同計画の工程表において、都道府県による法人後見実施団体の育成方針の策定及び養成研修について、令和 6 年度末の数値目標（K P I）として全 47 都道府県での実施が設定されました。（別添 2）

このような状況を踏まえて、国の令和 5 年度予算（案）においては、地域生活支援事業費等補助金のメニュー事業として、新たに都道府県が実施主体となる法人後見養成研修事業について盛り込んだところです。（別添 3）

都道府県におかれては、同計画の K P I を踏まえ、令和 6 年度末までに法人後見の育成方針を策定するとともに、下記の点に留意の上、本補助金の活用等により法人後見養成研修の実施に取り組んでいただくようお願いします。

記

（研修の対象、内容等）

- 1 研修の対象については、法人後見の立ち上げを推進するとともに、法人後見を適切に実施できる団体を養成する観点を踏まえ、
 - ・法人後見の実施を検討中の法人や関心のある法人など幅広く対象とした研修
 - ・法人後見を実際に担う（予定を含む）法人を対象とした専門的な研修について、地域における法人後見のニーズや担い手の状況等を踏まえて実施することが考えられる。

また、法人後見の実施団体としては社会福祉協議会による活動の更なる推進が期待されるが、一方で社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多いことから、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要があることに留意すること。

あわせて、法人後見を担う人材として市民後見人の活躍が期待されることから、市民後見人に専門的な立場から支援を行う職員を対象とした研修の実施についても検討する必要があることに留意すること。

なお、先行して実施する自治体における「法人後見養成に係る研修カリキュラム例」及び「家庭裁判所における後見人等として法人を選任する際の考慮要素（最高裁判所作成資料）」について、別添のとおり送付するので、法人後見養成研修のカリキュラムの検討に当たって参考としていただくようお願いする。（別添４・５）

（研修実施に当たっての関係機関との連携・協力）

- ２ 研修の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体と連携するとともに、家庭裁判所が後見人等を選任していることを踏まえ、研修内容を家庭裁判所と情報共有することや、家庭裁判所に研修の講師として協力を依頼する等、家庭裁判所と連携・協力して実施することが望ましいこと。

（法人後見推進の取組）

- ３ 都道府県においては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体、家庭裁判所と連携し、以下に掲げる取組を行う等により法人後見の取組を推進すること。
 - ・法人後見養成研修を修了した法人の情報を成年後見制度の利用促進に係る協議会において共有
 - ・法人後見実施団体が参加する連絡会を設け、法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組を実施
 - ・連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対しても家庭裁判所と連携して周知

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

虐待防止対策専門官 松崎

虐待防止対策係長 松本

T E L : 03-5253-1111（内線 3149）

E-mail : soudan-shien@mh.lw.go.jp

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

○第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成

③法人後見の担い手の育成

ア 基本的考え方

- ・ 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。
- ・ 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- ・ 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。
また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。（中略）
- ・ 国は、社会福祉法人による法人後見について、社会福祉連携推進法人の活用等、複数の社会福祉法人が連携して後見を担うしくみを含め、推進を検討する必要がある。その際、福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが当該法人が日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分に留意する必要がある。（以下略）

ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。
- ・ 都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討						
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
	・都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善						
	全国で適切に実施する方策の検討			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 実施主体 (1) 都道府県（新規）・市町村、(2)～(4) 市町村

4. 令和5年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数（令和4年度予算：506億円）

法人後見養成に係る研修カリキュラム例

別添 4

神奈川県 研修名称：法人後見担当者基礎研修・日常生活自立支援事業現任研修（令和4年度）
 実施主体：神奈川県社会福祉協議会 成年後見推進センター
 受講対象：市区町村・市区町村社協職員（市民後見人含む）、NPO法人等 法人後見受任団体職員
 日程：オンライン配信

■法人後見担当者基礎研修～成年後見制度の概要と法人後見について～

目的：地域における成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講：成年後見制度概論（60分）	成年後見制度の概要（法定後見制度、任意後見制度）	県弁護士会
第2講：法人後見の意義について（60分）	・法人後見の役割 ・法人後見事業や市民後見人が地域と関わる意義	社会福祉士
第3講：市町村長申立てについて（45分）	・市町村長申立ての実務 ・取組状況についての事例報告	市介護福祉課
第4講：市町村社協の法人後見について（45分）	・当該市社会福祉協議会の法人後見の仕組み ・市民後見人の養成・育成について ・取組状況についての事例報告	市社会福祉協議会

■法人後見担当者基礎研修～対人援助の基本と本人理解～

目的：対人援助の基本と障害について学び、日々の支援を振り返るとともに、本人のための財産管理・身上保護の取組を進める

カリキュラム	内容等	講師
第1講：障害の理解（認知症）（約90分）	・認知症について ・支援のポイント等	NPO法人
第2講：障害の理解（知的障害）（約90分）	・知的障害について ・意思決定を踏まえた支援のポイント等	社会福祉法人
第3講：障害の理解（精神障害）（約90分）	・精神障害について ・障害の捉え方について等	精神保健福祉士事務所
第4講：対人援助の基礎（意思決定支援）（90分）	・対人援助者の心構え ・意思決定支援の考え方について等	学識経験者

■法人後見担当者現任研修：本人死亡後の対応

目的：死後の事務に関連する知識を深め、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講：成年後見制度における死後事務について（90分）	・相続に関する基礎知識 ・後見人における死後事務の対応範囲について ・相続人調査の実施方法について	県弁護士会
第2講：事例から学ぶ相続人調査（30分）	・当該市社会福祉協議会における法人後見の仕組み（事業体制・受任件数など） ・事例紹介	市社会福祉協議会

担当部署：神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

新潟県

研修名称：法人後見・権利擁護センター職員研修会（令和4年度）

目的：法人後見や権利擁護支援に携わる関係者が学びを深め、県内における権利擁護支援体制の整備及び支援の質の一層の充実に資すること

実施主体：新潟県、新潟県社会福祉協議会

受講対象：法人後見実施団体、市町村、中核機関、地域包括支援センター、相談支援事業所、法人後見を検討中又は関心のある法人等

日程：1日 10:00～16:30

カリキュラム	内容等	講師
行政説明 法人後見の必要性や法人後見事業の取組状況等について（20分）	・ 成年後見制度の利用状況 ・ 法人後見の必要性 ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画における法人後見 ・ 県内における法人後見事業の取組状況 ・ 県の支援策（マニュアル・研修会等）	県保健福祉部障害福祉課
講義 法人後見実務において知っておくべき“身上保護”と“財産管理”（130分）	・ 初めて成年後見人に選任された人（法人後見業務に従事した人）を想定し、時間の流れに沿って財産管理に係る手続き等の必要な業務や判断基準、身上保護について、県及び県社協作成の法人後見業務マニュアルを用いながら講師の実例を交えて説明。	弁護士
講義・演習 ①意思決定支援の実践 ②事例から考える意思決定支援 ～本人の心からの希望と価値観を踏まえたチーム支援のあり方とは～（180分）	① ・ なぜ意思決定支援が必要なのか ・ 人生における意思決定支援とは ・ ケースを基にした意思決定支援の考察 ・ トーキングマットの紹介 ② ・ 意思決定支援への関心の高まっている背景 ・ 国連・障害者権利条約（対日審査に係る障害者権利委員会の総括所見の紹介と今後の検討課題） ・ 成年後見制度に係る国の動向 ・ 意思決定支援の難しさ、注意点、ゴール（意思決定支援と代行決定の違い） ・ 国内の様々な意思決定支援ガイドラインを基に事例を通じた演習	・ 弁護士 ・ 社会福祉士

担当部署：新潟県福祉保健部障害福祉課

大阪府

研修名称：法人後見専門職員養成研修（令和４年度）

目的：社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として法人後見を行う事を支援

実施主体：大阪府

受講対象：大阪府法人後見人バンクへの登録を希望する社会福祉法人が適任者として推薦した者

日程：３日間（16時間）

カリキュラム	内容	講師
成年後見制度の概要(180分)	成年後見制度の必要性、趣旨、理念 成年後見人等の役割、権限と義務 法人後見の位置づけ	弁護士
権利擁護活動の現状(30分)	権利擁護と支援の基本的な考え方や内容（日常生活自立 支援事業・市民後見人）	大阪府社協
意思決定支援を踏まえた後見活動の実際(90分)	権利擁護支援としての意思決定支援の考え方と基本的な 内容	社会福祉士
就任時からの流れ(60分)	就任から修了までの事務の概要	司法書士
後見計画と財産目録の作成(120分)	後見計画、財産目録、収支予定表等の作成	司法書士
財産管理の実務(60分)	財産管理の考え方と基本的な実務に関するポイント	司法書士
身上保護の実務(120分)	身上保護の知識及び実務（演習あり）	社会福祉士
報告書の書き方(60分)	家庭裁判所への提出書類の作成（演習あり）	大阪家庭裁判所
後見実務の諸問題及び関連法律知識(120分)	成年後見人等が直面しうる法的課題、虐待防止法など、 死後事務、終了事務など	弁護士
グループワーク(120分)	事例を通して後見人の役割を考える	三士会より1名ずつ

担当部署：大阪府福祉部地域福祉課

宮崎県

研修名称：**法人後見専門員育成研修会**（令和３年度）

目的：法人後見受任に関する行政や市町村社協の役割、法人後見の実務及び法人後見専門員として法人後見支援員への指導・助言に必要な基本的知識を学ぶ。

実施主体：宮崎県、宮崎県社会福祉協議会

受講対象：市町村行政職員、市町村社協職員、中核機関職員、法人後見実施団体職員等

日程：２回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
基調説明（50分）	宮崎県における法人後見の取組等	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義・演習（170分）	法人後見事業に必要な基礎知識	リーガルサポート県支部
講義（60分）	法人後見事業における死後事務	リーガルサポート県支部

プログラム②

カリキュラム	内容	講師等
実践報告（80分）	地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備	甲府市社会福祉協議会
講義・演習（210分）	後見活動における権利擁護と身上保護の実務	社会福祉士

研修名称：**令和３年度 法人後見支援員（市民後見人）フォローアップ研修会**

目的：法人後見支援員（市民後見人）への支援のための専門知識等の習得、地域連携ネットワークの構築を見据えた関係機関との連携のあり方や調整力の向上を図る。

実施主体：宮崎県及び宮崎県社協

受講対象：法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者

日程：２回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
講義（50分）	宮崎県における成年後見制度の現状	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義（50分）	後見人としての手続き上の留意点	宮崎家庭裁判所
報告（60分）	市民後見人活動状況	市民後見人（２名）
講義（120分）	成年後見人の倫理と支援	社会福祉士

プログラム②（※新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止）

カリキュラム	内容	講師等
事例検討（420分）	事例を通じて成年後見人の業務内容を学ぶ	県内大学教授

担当部署：宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（**成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無**）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容



検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立、構成されているか
- ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか

⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤



検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
- ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
- ✓ 法人の財務が適正に管理されているか

⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



確認資料（例）

- 決算報告書、貸借対照表、収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程、組織図、役員等名簿

● 法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力



検討の視点（例）

- ✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか
⇒ 経歴，研修歴，専門職団体への加入の有無，後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か
⇒ 担当者から法人への定期報告の有無，理事会や専門委員会による監督や監査の有無，法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか
- ✓ 財産管理の方法は適切か
- ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか
- ✓ 個人情報保護の対策がとられているか



確認資料（例）

- 役員等名簿
- 組織規程，組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱いに関する規定や要領

本人との利害関係



検討の視点（例）

- ✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか
⇒ 本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか



確認資料（例）

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

調査の内容

法人後見の選任の実情について把握するため、法人後見の選任実績の比較的多い家裁を対象に、実際に選任されている法人の実情や考慮要素に関する考え方等についてヒアリングを行った。

(※必ずしも全国的な傾向を示すものではないことに留意)

法人の財務基盤について

問題意識

- 財務基盤が脆弱であると法人の存続自体を危ぶませることになりかねず、長期間にわたり後見事務を行うという法人後見の大きなメリットを損なうおそれが生じる。また、多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。
- 一方、後見事業は利益を追求する性質のものではない上、**設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから、この段階で財政基盤の安定性を厳格に求めると、新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。**

選任の実情

- 財政状況の安定性について一定の基準を設けているわけではなく、最低限、明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか、本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか、収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認した上で、後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。
- 法人の設立後間もなく、裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも、保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて、選任を認めている例があった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

後見等事務を遂行する能力について

問題意識

- 適正な後見業務を行うためには、人的態勢が整っていることが重要である。
- 個人受任の場合は、当該個人の資質について確認すれば足りるが、**法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らない**ため、**組織的に**後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか、実質的に審査する必要がある。

選任の実情

- **法人の人的構成、後見事務担当者の質、事務担当者に対する指導監督体制**を確認する例が多かった。
- 選任されている法人の多くは、**既に後見事務の経験のある社会福祉士、弁護士、司法書士が役員となっており、構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している**例が多かった。
- 後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも、**専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか、外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか、第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるか**などの事情を勘案し、選任を認めた例もあった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

本人との利害関係について

問題意識

- 一般的に、本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり、利益相反関係に立ち、代理権を有することになると、対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり、サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると、被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。

選任の実情

- 法人又は法人の代表、理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。
- 具体的な利害関係がある場合、問題を解消するための方策（監督人の関与の在り方等）や、利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しいとして、慎重に考える家裁が多かった。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人については、基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった（ただし、ここ数年、本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。）。
- 本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について、法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれているかなど、実質的な利益相反の可能性を検討した上で、選任した例があった。
- 本人が入所する施設を経営する法人、本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては、その選任の適否をどのように考えるべきか、どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について、検討を深める必要がある。